

○吹田市水道事業経営審議会規則

平成 8 年 3 月 29 日規則第14号

改正

平成17年 3 月 31 日規則第17号

平成19年 3 月 30 日規則第37号

平成27年 3 月 31 日規則第13号

吹田市水道事業経営審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第 3 条の規定に基づき、吹田市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。

2 審議会は、水道事業経営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道部企画室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。